

四半期報告書

(第35期第3四半期)

自 平成24年10月1日
至 平成24年12月31日

株式会社中京医薬品

愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1

(E03289)

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	1

第2 事業の状況

1. 事業等のリスク	2
2. 経営上の重要な契約等	2
3. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3

第3 提出会社の状況

1. 株式等の状況	6
(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	6
(4) ライツプランの内容	6
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	6
(6) 大株主の状況	6
(7) 議決権の状況	7
2. 役員の状況	7

第4 経理の状況

1. 四半期財務諸表	9
(1) 四半期貸借対照表	9
(2) 四半期損益計算書	11
2. その他	15

第二部 提出会社の保証会社等の情報

16

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 東海財務局長
【提出日】 平成25年2月14日
【四半期会計期間】 第35期第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）
【会社名】 株式会社中京医薬品
【英訳名】 CHUKYOIYAKUHIN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山田 正行
【本店の所在の場所】 愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1
【電話番号】 0569（29）0202（代表）
【事務連絡者氏名】 専務取締役 辻村 誠
【最寄りの連絡場所】 愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1
【電話番号】 0569（29）0202（代表）
【事務連絡者氏名】 専務取締役 辻村 誠
【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第34期 第3四半期累計期間	第35期 第3四半期累計期間	第34期事業年度
会計期間	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成24年4月1日 至平成24年12月31日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高（千円）	4,889,910	4,859,976	6,124,457
経常利益（千円）	168,145	286,375	41,516
四半期（当期）純利益（千円）	99,190	155,848	187,161
持分法を適用した場合の投資利益（千円）	—	—	—
資本金（千円）	530,950	530,950	530,950
発行済株式総数（千株）	10,785	10,785	10,785
純資産額（千円）	2,302,636	2,513,144	2,389,304
総資産額（千円）	5,411,111	4,866,435	5,158,543
1株当たり四半期（当期）純利益（円）	9.82	15.30	18.51
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益（円）	—	—	—
1株当たり配当額（円）	2.50	2.50	5.00
自己資本比率（%）	42.6	51.6	46.3

回次	第34期 第3四半期会計期間	第35期 第3四半期会計期間
会計期間	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日	自平成24年10月1日 至平成24年12月31日
1株当たり四半期純利益（円）	7.74	12.40

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
 3. 第34期第3四半期累計期間、第35期第3四半期累計期間及び第34期事業年度の潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間における我が国の経済は、東日本大震災の復興関連需要などを背景に設備投資に持ち直しの動きがみられ、緩やかな回復傾向にある一方、欧州債務危機の再燃、夏場の電力不足も懸念されるなど、先行きの不透明感は依然として払拭できない状況にあります。

このような環境の中で、当社は「もっと健康、ずっと幸せ。」を企業スローガンとして定め、お客様が心身共に健康で幸せな社会生活を営むことに貢献し続けていくことを使命として捉え、より一層お客様に「健康」と「幸福」をお届けできる企業を目指すために邁進してまいりました。また、お客様本位の営業を徹底し営業効率の向上と販売管理費削減による財務基盤の強化にも取り組みました。

家庭医薬品等販売事業におきましては、前々期の営業所統廃合により効率的となった営業体制と強固な財務基盤を維持継続しつつ、中期経営計画に基づき利益を重視した新たな経営戦略を推進してまいりました。

またアクアマジック事業部で展開いたしております売水事業につきましては、これまでのリターナブルボトルの拡大に加え、今期4月よりボトルの回収が不要なOne-Way方式の稼動が始まり、全国展開による営業エリア拡大と顧客数の増加など事業拡大に努めました。

その結果、当第3四半期累計期間における売上高は4,859百万円（前年同期比0.6%減）、営業利益は279百万円（前年同期比70.8%増）、経常利益は286百万円（前年同期比70.3%増）、また四半期純利益は155百万円（前年同期比57.1%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①家庭医薬品等販売事業（小売部門・卸売部門）におきまして、小売部門においては、一人当たりの生産性が向上し、品目別においても日用品等の販売が増加し特に10月以降前期同期比で増収となりました。卸売部門においては、エアーマスクなどの新規取引の開拓に注力し大手量販店やドラッグストア等に幅広く投入されました。また水素水（ボトル缶）の販売も堅調に上がってきたためセグメント利益も前期に比べ増加となりました。その結果売上高は4,481百万円（前期同期比1.6%減）、セグメント利益254百万円（前期同期比47.1%増）となりました。

②売水事業部門におきましては、昨今の健康志向ブームによる飲料水へのこだわりと、拡大するミネラルウォーター宅配市場の成長の波に乗り、早期に中核事業の1つとして確立することを目標としております。また今期よりOne-Way方式の導入により営業エリアが拡大されたと同時に小売部門の顧客への拡販も積極的に取り組みを開始しました。その結果売上高は373百万円（前期同期比14.2%増）、セグメント利益24百万円（前期同期はセグメント損失9百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における総資産は4,866百万円となり、前事業年度末に比べ292百万円減少いたしました。これは主に現金及び預金の減少515百万円、受取手形及び売掛金の増加237百万円によるものであります。

負債の部は2,353百万円となり、前事業年度末に比べ415百万円減少いたしました。これは主に短期借入金の減少490百万円、支払手形及び買掛金の増加152百万円によるものであります。

純資産の部は2,513百万円となり、前事業年度末に比べ123百万円増加いたしました。これは主に利益剰余金の増加92百万円、自己株式の減少26百万円によるものであります。

この結果、自己資本比率は、前事業年度末の46.3%から51.6%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は以下のとおりであります。

① 株式会社の支配に関する基本方針について

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

当社が構築してきたコーポレートブランド、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、企業価値の源泉を維持することが必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものではなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。外部者である買収者からの大量買付行為の提案を受けた際には、前記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適

切に把握した上で、当該買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

② 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を現実にするための当社の取組み
当社は、平成24年11月13日開催の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）及び、これに付随する基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同条第3号ロ(2)、以下「大量買付ルール」といいます。）について決定しました。但し、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと評価したにもかかわらず大量買付者が大量買付行為を継続した場合、法令、関係する金融商品取引所の規則及び当社定款を遵守し、必要に応じ株主総会の承認の上、買付者等の買付手段及び当社の状況に応じ最も適切と判断した対抗措置を取り得るものと考えます。

1) 企業価値の向上に資する取組み

創業以来、「置き薬」という世界に類を見ない日本の伝統的な「先用後利」の思想とそのシステムを基本にして、「トータル・ライフ・ケア」の戦略を推進し、タイムリーな商品（プライベート・ブランド）、情報、サービスの提供をさせていただくことで、お客様と直接ふれあうことの喜びや大切さを大事にしてまいりました。

「伝統と革新」をもとに挑戦し続ける<CHUKYO SPIRIT>を発揮し、最強のパーソナル・コミュニケーションである「ふれあい業」をさらに拡大、発展させていくことこそ、当社の企業価値の源泉といえます。

また、当社では中期経営計画を策定し成長戦略と事業改革を推し進めることにより企業価値の向上を図っております。

2) 大量買付行為において株主の皆様に適切にご判断いただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保・提供するための取組み

(ア) 基本的な考え方

当社株式に対する大量買付行為が行われた場合、株主の皆様が当該大量買付に応じるべきか否かを判断するに際し、必要十分な情報の提供と一定の検討期間が与えられた上で、熟慮に基づいた判断を行うことができるような体制を確保することが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考え、大量買付ルールを定めました。大量買付ルールは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。

(イ) 対象となる大量買付行為

大量買付ルールは、以下の1から3までのいずれかに該当する行為もしくは該当する可能性がある行為がなされ、またはなされようとする場合（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。以下「大量買付行為」といいます。）を適用対象とします。

1. 当社が発行者である株券等に関する特定の株主の株券等保有割合が20%以上となるような当該株券等の買付けその他の取得
2. 当社が発行者である株券等に関する特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となるような当該株券等の買付けその他の取得
3. 当社が発行者である株券等に関する特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下3において同じとします。）との間で当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当することとなるような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当該特定の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

(ウ) 大量買付ルールの有効期間、廃止及び変更

大量買付ルールは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とすることから、その有効期間は、本取締役会決議から3年とします。

ただし、有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって大量買付ルールを廃止することができます。なお、取締役会は、大量買付ルールの有効期間中に、大量買付ルールの趣旨に反しない範囲で、独立委員会の承認を得たうえで、大量買付ルールの内容を変更する場合があります。

当社は、大量買付ルールの廃止または変更がなされた場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

③上記②の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提案するために必要な情報や時間を確保した上で、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とするための枠組みが必要不可欠であると考えております。

大量買付ルールは、重要な判断に際しては独立委員会による勧告手続を経なければならず、かつ当社取締役会は同勧告を最大限尊重しなければならないものとすることにより、取締役会の判断の客観性、公平性及び合理性が確保できるよう設計されています。

このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。以上から、当社取締役会は、大規模買付ルールが上記①の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の状況と見通し

該当事項はありません。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、仕入及び全国に営業所展開をしている労働集約型の業態であることから人件費、地代家賃、車輌運行費、リース料等の販売費及び一般管理費によるものであります。

また運転資金は主に営業活動から生ずるキャッシュ・フローにより賄っておりますが、賞与支払や設備投資資金の調達には必要に応じて金融機関からの借入を行っております。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	25,000,000
計	25,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,785,734	10,785,734	大阪証券取引所 JASDAQ市場 (スタンダード)	単元株式数100株
計	10,785,734	10,785,734	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成24年10月1日～ 平成24年12月31日	—	10,785	—	530,950	—	274,115

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 590,700	—	単元株式数100株
完全議決権株式（その他）	普株株式 10,149,700	101,497	同上
単元未満株式	普通株式 45,334	—	—
発行済株式総数	10,785,734	—	—
総株主の議決権	—	101,497	—

②【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合（%）
株式会社中京医薬品	愛知県半田市亀崎北浦町 2-15-1	225,000	365,700	590,700	5.47
計	—	225,000	365,700	590,700	5.47

(注) 他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名又は名称	名義人の住所
「株式給付信託（J-E S O P）」 制度の信託財産として拠出	日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,478,588	963,542
受取手形及び売掛金	※ 438,069	※ 675,335
商品及び製品	350,456	423,338
委託商品	421,825	417,283
仕掛品	133	119
原材料及び貯蔵品	18,509	26,584
その他	295,643	168,024
貸倒引当金	△11,224	△16,851
流動資産合計	2,992,002	2,657,376
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	462,536	448,929
土地	1,226,855	1,226,855
その他（純額）	55,440	86,888
有形固定資産合計	1,744,833	1,762,673
無形固定資産	47,685	55,071
投資その他の資産		
その他	388,284	405,615
貸倒引当金	△14,261	△14,300
投資その他の資産合計	374,022	391,314
固定資産合計	2,166,541	2,209,059
資産合計	5,158,543	4,866,435
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※ 508,581	※ 661,278
短期借入金	890,000	400,000
1年内返済予定の長期借入金	161,628	71,934
未払法人税等	10,759	37,071
賞与引当金	162,000	92,000
返品引当金	4,276	4,560
その他	410,033	458,843
流動負債合計	2,147,280	1,725,687
固定負債		
長期借入金	138,210	93,398
退職給付引当金	131,511	136,066
役員退職慰労引当金	309,460	318,970
資産除去債務	4,338	4,396
その他	38,439	74,771
固定負債合計	621,959	627,603
負債合計	2,769,239	2,353,290

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成24年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	530, 950	530, 950
資本剰余金	274, 115	274, 115
利益剰余金	1, 861, 712	1, 954, 640
自己株式	△269, 446	△243, 338
株主資本合計	2, 397, 330	2, 516, 366
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△8, 026	△3, 222
評価・換算差額等合計	△8, 026	△3, 222
純資産合計	2, 389, 304	2, 513, 144
負債純資産合計	5, 158, 543	4, 866, 435

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
売上高	4,889,910	4,859,976
売上原価	1,727,917	1,742,155
売上総利益	3,161,993	3,117,820
販売費及び一般管理費	2,998,297	2,838,147
営業利益	163,696	279,673
営業外収益		
受取利息	394	224
受取配当金	1,561	1,535
受取家賃	12,861	9,042
保険解約返戻金	6,112	2,031
その他	6,483	6,906
営業外収益合計	27,413	19,741
営業外費用		
支払利息	10,609	4,370
支払手数料	10,802	8,534
その他	1,553	134
営業外費用合計	22,965	13,039
経常利益	168,145	286,375
特別利益		
投資有価証券売却益	696	—
その他	54	—
特別利益合計	750	—
特別損失		
固定資産除売却損	64	—
減損損失	21,821	340
投資有価証券評価損	14,486	—
訴訟関連損失	89,661	—
災害による損失	5,944	—
その他	80	—
特別損失合計	132,058	340
税引前四半期純利益	36,837	286,035
法人税、住民税及び事業税	11,081	32,691
法人税等調整額	△73,434	97,495
法人税等合計	△62,353	130,186
四半期純利益	99,190	155,848

【会計方針の変更】

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

※ 四半期会計期間末日満期手形

四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、当四半期会計期間末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当四半期会計期間末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成24年12月31日)
受取手形	13,999千円	9,711千円
支払手形	133,601	118,432

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む）は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
減価償却費	47,312千円	48,697千円

(株主資本等関係)

I 前第3四半期累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日）

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	25,247	2.5	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	26,402	2.5	平成23年9月30日	平成23年12月6日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）に対する配当金1,138千円を含んでおります。

- (2) 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

2. 株主資本の著しい変動に関する事項

平成23年5月20日開催の取締役会決議により、会社法第178条の規定に基づき、平成23年5月31日付で自己株式600,000株を消却いたしました。これにより、利益剰余金及び自己株式が255,606千円減少しております。

II 当第3四半期累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日）

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	26,401	2.5	平成24年3月31日	平成24年6月25日	利益剰余金
平成24年11月13日 取締役会	普通株式	26,401	2.5	平成24年9月30日	平成24年12月10日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）に対する配当金1,019千円（平成24年3月31日基準日）及び配当金914千円（平成24年9月30日基準日）を含んでおります。

- (2) 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

2. 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前事業年度末日と比較して著しい変動はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期累計期間（自平成23年4月1日 至平成23年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	四半期損益計算書計上額 (注) 2		
	家庭医薬品等販売事業		売水事業部門				
	小売部門	卸売部門					
売上高 外部顧客への売上高	3,688,241	867,759	326,715	4,882,716	7,194	4,889,910	
計	3,688,241	867,759	326,715	4,882,716	7,194	4,889,910	
セグメント利益 又は損失(△)	148,294	25,003	△9,601	163,696	—	163,696	

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含んでいない事業セグメントであり、保険事業部門等を含んでおります。

2. セグメント利益の合計額は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(主な減損損失)

「小売部門」セグメントにおいて、減損損失21,821千円を計上しております。

II 当第3四半期累計期間（自平成24年4月1日 至平成24年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	四半期損益計算書計上額 (注) 2		
	家庭医薬品等販売事業		売水事業部門				
	小売部門	卸売部門					
売上高 外部顧客への売上高	3,532,355	949,020	373,266	4,854,642	5,334	4,859,976	
計	3,532,355	949,020	373,266	4,854,642	5,334	4,859,976	
セグメント利益	213,691	41,156	24,826	279,673	—	279,673	

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含んでいない事業セグメントであり、保険事業部門等を含んでおります。

2. セグメント利益の合計額は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(主な減損損失)

「小売部門」セグメントにおいて、減損損失340千円を計上しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	9円82銭	15円30銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額（千円）	99,190	155,848
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	99,190	155,848
普通株式の期中平均株式数（千株）	10,105	10,183

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

1. 当社は、平成24年11月13日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………26,401千円

(ロ) 1 株当たりの金額……………2円50銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成24年12月10日

(注) 1. 平成24年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

2. 配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）に対する配当金914千円を含んでおります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月13日

株式会社中京医薬品
取締役会御中

有限責任あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 木造眞博 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木賢次 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社中京医薬品の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第35期事業年度の第3四半期会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社中京医薬品の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかつた。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。